

茨木市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業を行う指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「令」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）を行う指定事業者の指定等について必要な事項を定めるものとする。

(指定の審査等)

第2 市長は、法第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定（以下「指定事業者の指定」という。）の申請があったときは、その内容を審査の上、可否を決定し、茨木市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（不指定）通知書（別記様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(指定の有効期間)

第3 令第140条の63の7の規定により市が定める指定事業者の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して6年間とする。

(指定の拒否)

第4 市長は、指定事業者の指定をすることにより、茨木市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他当該地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じる場合は、当該指定事業者の指定をしないことができる。

(変更等の届出)

第5 令第140条の62の3第2項第4号に規定する届出は、変更があった日から10日以内に行わなければならない。

2 令第140条の62の3第2項第5号に規定する届出は、再開した日から10日以内に行わなければならない。

(事業者情報の提供)

第6 市長は、指定事業者の指定その他の法令の規定による指定の更新、指定の取消し、指定の全部若しくは一部の効力の停止をし、又は変更、廃止、休止若しくは再開の届出（第6において「指定等」という。）があったときは、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち次に掲げる事項を都道府県、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。) その他の機関に対して提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 指定等を行った者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (3) 指定年月日又は指定更新年月日及び指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日、事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日又は指定取消年月日
- (5) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
- (6) サービスの種類
- (7) 介護保険事業所番号
- (8) その他市長が必要と認める事項
(公示)

第7 市長は、指定事業者の指定（第7において「指定」という。）をしたとき、令第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止の届出があったとき又は法第115条の45の9の規定による指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止をしたときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 指定事業者の名称
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 指定年月日、事業廃止年月日又は指定取消年月日
- (4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
- (5) サービスの種類
- (6) 介護保険事業所番号
(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
(準備行為)
- 2 この要綱の実施前に準備行為として行った第2第1項に規定する指定の

申請手続その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年9月14日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月3日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業を行う指定事業者の指定等に関する要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月8日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業を行う指定事業者の指定等に関する要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和6年12月5日から実施する。

別記様式（第2関係）

茨木市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（不指定）通知書

茨木市指令 第 号
年 月 日

様

茨木市長

年 月 日付けで申請のありました指定事業者の指定については、
介護保険法第115条の45の5（第1項・第2項）の規定により、次のとおり
決定しましたので通知します。

1 次のとおり指定します。

事業所の名称										
事業所の所在地										
指定年月日										
指定有効期間	年 月 日から					年 月 日まで				
サービスの種類										
介護保険事業所番号										

2 指定しません。

（理 由）

（教 示）

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算し6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。